

このQ&Aは、各団体から寄せられた質問に基づき作成したものである。

[凡例]

- ・法…改正後地方公営企業法
- ・旧法…改正前地方公営企業法
- ・令…改正後地方公営企業法施行令
- ・旧令…改正前地方公営企業法施行令
- ・則…改正後地方公営企業法施行規則
- ・旧則…改正前地方公営企業法施行規則
- ・改正省令…地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令

< 1. 補助金等により取得した資産の償却制度 >

問1 みなし償却制度は、いつ廃止されるか。

(答)

則の規定が適用されることにより廃止されるため、原則として、平成26年度に廃止される。それまでの間は、「なお従前の例による」ため、引き続きみなし償却を行うことができる(則附則第2条第1項)。

なお、平成24年度又は平成25年度から則の規定を適用する場合は、適用した年度に廃止される。

問2 みなし償却制度が廃止されることに伴う移行処理において資本剰余金を減額することは、法§32③に規定する資本剰余金の「処分」に該当するか。

(答)

移行処理については、みなし償却制度が廃止されることに伴い当然に行われるべき処理であることから、議会の判断を求める必要が無い。

よって、この場合における資本剰余金の減額については、法§32③に規定する資本剰余金の「処分」には該当しない。

問3 みなし償却を行っていた場合、みなし償却制度が廃止されることに伴う移行処理において資産の額から減額する場合、損益計算書に減価償却費として計上せずに処理すべきか。

(答)

お見込みのとおり。

ただし、貸借対照表の減価償却累計額には減額相当額を加算するものとする。

問4 みなし償却を行っていなかった場合、みなし償却制度が廃止されることに伴う移行処理において資本剰余金を利益剰余金に振り替える場合、損益計算書に収益として計上せずに処理すべきか。

(答)

お見込みのとおり。

問5 みなし償却を行っていなかった場合、みなし償却制度が廃止されることに伴う移行処理において資本剰余金を利益剰余金に振り替える場合、未処分利益剰余金に振り替えるべきか。

(答)

お見込みのとおり。

問6 みなし償却制度が廃止されることに伴う移行処理において、現在資本剰余金に整理されている受贈財産評価額は、長期前受金に振り替えるべきか。

(答)

長期前受金は、償却資産を減価償却する際にあわせて収益化することにより、損益勘定に実質的に影響を与えないためのものであるため、長期前受金に振り替えるべき対象である「補助金等」とは、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものをいう（令第26条第1項）。

よって、贈与を受けた財産が償却資産であれば、補助金等として長期前受金に振り替え、償却資産以外の固定資産であれば、資本剰余金に整理すべきである。

## < 2. 引当金 >

問7 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている修繕引当金と新しい会計基準適用後の修繕引当金について、同じ修繕引当金として貸借対照表に整理してもよいか。

(答)

従来の修繕引当金は、「当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿減価の一定割合の額」を計上することが認められていたが、新しい会計基準においては、「修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する」こととされている。

そのため、性質上別個のものを含みうることとなるが、従来の修繕引当金についても「なお従前の例により取り崩すことができる」ことから（改正省令附則第4条）、同じ修繕引当金として整理しても差し支えない。

なお、この場合、従来の修繕引当金として計上されているもののうち、いわ

ゆる特別修繕引当金に相当する額については、特別修繕引当金として整理しなければならない。

問8 退職給付引当金の計上に伴う経過措置について、最初適用事業年度の初日において則第22条の規定により計上すべき退職給付引当金に相当する額を、一定事業年度に分割して費用計上する場合、毎年度特別損失として計上することができるか。

(答)

長期間にわたり継続して特別損失として費用計上することは、本来の特別損失としての性格を考慮すると適当ではないことから、企業会計での扱いに鑑み、費用処理期間が5年以内であり、かつ、費用処理額に金額的重要性がある場合に限り、特別損失として計上することができる。

問9 「平成21年12月 地方公営企業会計制度等研究会<報告書>」P.15においては、「退職給付引当金について、一般会計が退職手当を全額負担することや人事交流職員分を負担することを設置等条例で定めた団体については、当該職員に係る引当てを不要とする。」との記述があったが、一般会計が退職手当の全額又は一部を負担する場合、条例化が必要となるのか。

(答)

一般会計等との経費負担の原則についての条例化については今後の検討事項としたため現時点において条例化する必要は無いが、経費負担の考え方を明確にするため、予定貸借対照表等に一般会計が全額又は一部を負担する旨の注記をした上で、議会に対して説明すべきである。

### < 3. 減損会計 >

問10 企業債及び国庫補助金を財源として整備した施設等の減損処理を行った場合、当該企業債の繰上償還及び補助金の返還は必要か。

(答)

最終的には、企業債の繰上償還の規定及び補助金交付要綱の解釈によるものではあるが、減損処理は、資産の処分ではなく、資産の評価減にすぎないことから、一般的に不要と考える。

### < 4. リース取引に係る会計基準 >

問11 リース取引に係る会計基準の導入に伴う移行処理において、所有権移転ファイナンス・リース取引については、どのように扱うべきか。

